

# 社会福祉法人康済会定款

## 第一章 総 則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業  
障害者支援施設うぐいすの郷の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
  - (イ) 障害福祉サービス事業の経営（居宅介護）
  - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
  - (ハ) 地域活動支援センターの経営
- (二) 相談支援事業の経営

### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人康済会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県岩手郡雫石町西安庭第26地割130番地1に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

- (1)

- 2 委員会は、事務局員1名、外部委員2名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
- 4 委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

#### (評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5条を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### (評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任した者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には、評議員会において別に定める基準に従って算定した額を費用弁償することができる。

### 第三章 評議員会

#### (構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### (権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散及び合併
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、毎会計年度末には、次年度の事業計画及び収支予算を決議するために開催する。このほかにも、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議 長）

第 14 条 評議員会の議長は、その都度、評議員の互選とする。

（決 議）

第 15 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 法人の解散
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、評議員会の決議があったものとみなす。この場合、意思表示に係る書面又は電磁的記録につ

いては、その主たる事務所に10年間保存しなければならない。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに自署又は記名押印するものとする。

#### 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項及び第5条を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任した者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

### 第五章 理事会

#### (構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招 集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることのできる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に自署又は記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第 31 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 岩手県岩手郡雫石町大字西安庭第 26 地割字二面 130 番 1 所在  
鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 うぐいすの郷 1 棟 (4,356.52 m<sup>2</sup>)  
軽量鉄骨造ガラス板葺平家建 温室 1 棟 (27.21 m<sup>2</sup>)

(2) 岩手県岩手郡雫石町大字西安庭第 26 地割字二面 130 番 1 所在  
同 所 130 番 2 所在  
同 所 130 番 3 所在  
うぐいすの郷 敷地 13,316 m<sup>2</sup>

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 40 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 32 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、岩手県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、岩手県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 33 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、資金運用規程に基づいて、理事会の議決を経て、運用することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 36 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 37 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 38 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 39 条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の承認を要する。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

(1) 訪問看護ステーションの設置経営

(2) 訪問入浴介護事業の設置経営

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第八章 解散

(解 散)

第 41 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第 43 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、盛岡広域振興局長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を盛岡広域振興局長に届け出なければならない。

## 第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、社会福祉法人康済会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 45 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	久保谷	康 夫
理 事	石 田	薫
理 事	市 原	健 一
理 事	小野寺	次 男
理 事	久保谷	生 子
理 事	佐 藤	成 大
理 事	清 水	秀 夫
理 事	高 橋	重 郎
理 事	高 橋	牧之介
理 事	角 田	文 男
理 事	畑 山	尚 三
理 事	村 田	源一朗
理 事	八 卷	一 浩
理 事	高 橋	健
監 事	富 田	幸 雄
監 事	永 野	恭 章

この法人の設立当初の会計年度は、第 24 条の規定にかかわらず、この法人設立の日から次の事業年度の 3 月 31 日までとする。

## 附 則

この定款は、平成 10 年 2 月 1 日から施行する。

この定款は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

この定款は、平成12年4月1日から施行する。  
この定款は、平成13年4月1日から施行する。  
この定款は、平成16年4月1日から施行する。  
この定款は、平成18年8月9日から施行する。  
この定款は、平成18年12月22日から施行する。  
この定款は、平成19年2月13日から施行する。  
この定款は、平成19年12月12日から施行する。  
この定款は、平成20年6月11日から施行する。  
この定款は、平成21年10月13日から施行する。  
この定款は、平成22年12月2日から施行する。  
この定款は、平成23年4月1日から施行する。  
この定款は、平成23年11月1日から施行する。  
この定款は、平成24年10月23日から施行する。  
この定款は、平成26年10月8日から施行する。  
この定款は、平成28年6月14日から施行する。  
この定款は、平成29年4月1日から施行する。  
この定款は、平成29年7月19日から施行する。  
この定款は、平成30年4月1日から施行する。  
この定款は、令和2年9月9日から施行する。